

社会福祉法人光栄会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光栄会（以下「当法人」という）定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員（理事及び監事）及び評議員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（理事）については、報酬、賞与及び退職手当（福祉医療機構退職共済・県退職共済）を支給する。
- (2) 非常勤役員（理事・監事・評議員）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員（理事）に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、職員賞与に定める率による額
- (3) 退職手当については、福祉医療機構退職共済・県退職共済の定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員（理事・監事・評議員）に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 非常勤役員(理事・監事・評議員)が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第1の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月23日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

(3) 退職手当については、退職した後に支給する。

2 評議員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1 (常勤役員報酬)

(1) 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	報酬の額
理事長	月額 200,000 円
常務理事	月額 150,000 円
理事	月額 50,000 円

(2) 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等と職員給与の合計が下記の範囲において役員報酬等を支給する。

役職名	月次報酬等合算上限額
理事長	合算上限月額 750,000 円
常務理事	合算上限月額 680,000 円
理事	合算上限月額 550,000 円

別表 2 非常勤役員 (評議員・理事・監事の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	8,000 円

(2) 理事

役職名	報酬の額
名誉理事長	月額 150,000 円
理事	月額 50,000 円

(3) 監事

役職名	報酬の額
監事	月額 50,000 円